

沖縄県生活援助従事者研修事業指定要綱

平成30年5月

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

目 次

1 沖縄県生活援助従事者研修事業指定要綱 1

第1条	趣旨	
第2条	指定の要件	
第3条	事業者指定の申請	
第4条	研修指定の申請	
第5条	指定の決定	
第6条	複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の指定事務の取り扱い	
第7条	受講者の募集等	
第8条	変更等の届出	
第9条	事業休止の届出	
第10条	事業廃止の届出	
第11条	実施状況の調査	
第12条	指定の取消し	
第13条	実績報告書等の提出	
第14条	留意事項	
第15条	その他	

2 様 式

(第1号様式)	沖縄県生活援助従事者研修事業者指定申請書	6
(第2号様式)	沖縄県生活援助従事者研修指定申請書	7
(第3号様式)	沖縄県生活援助従事者研修事業者指定通知書	8
(第4号様式)	沖縄県生活援助従事者研修指定通知書	9
(第5号様式)	沖縄県生活援助従事者研修事業 変更・休講 届	10
(第6号様式)	沖縄県生活援助従事者研修事業 廃止・休止・再開 届	11
(第7号様式)	沖縄県生活援助従事者研修実績報告書	12
(第8号様式)	沖縄県生活援助従事者研修修了者名簿	13

3 参 考 (提出書類)

参考1	研修日程表	14
参考2	実習施設承諾書	15
参考3	講師一覧	16
参考4	講師履歴調書	17
参考5	通信研修日程表	18
参考6	通学研修日程表 (通信課程)	19
参考7	実習修了確認書	20
参考8	実習日誌	21
参考9	補講修了確認書	22
参考10	講師出講確認書	23

沖縄県生活援助従事者研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号口の規定に基づく介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成30年3月30日厚生労働省告示第184号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、介護員養成に関し、その他必要な事項を定める。

(指定の要件)

第2条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、生活援助従事者研修指定事業者（以下「事業者」という。）として指定をすることができる。

- (1) 原則として法人格を有し、概ね1年以上、本研修以外の事業で安定した運営実績があり、研修事業の実施に支障がないと認められること。
- (2) 本県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括すること。
- (3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (4) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。
- (5) 研修を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
- (6) 受講者の研修に係る書類等研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われること。
- (7) 本県又は他の都道府県において、過去に研修事業の不指定又は指定の取消し等の処分を受けていたり、研修事業の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。

(事業者指定の申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の研修の受講者募集を開始する2ヶ月前までに、沖縄県生活援助従事者研修事業者指定申請書（第1号様式）を、次条に規定する沖縄県生活援助従事者研修指定申請書（第2号様式）とともに、知事に提出しなければならない。

(研修指定の申請)

第4条 事業者は、研修の指定を受けようとするときは、その都度、受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、沖縄県生活援助従事者研修指定申請書（第2号様式）に、下記に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。なお、(16)から(18)については、毎年度の初回申請時のみの提出でよいものとする。

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号及び担当者名

- (2) 研修の目的
 - (3) 定員及び募集手続き等（募集開始日含む。）
 - (4) 研修のカリキュラム
 - (5) 研修の日程表（参考1）
 - (6) 研修会場（会場名、所在地及び使用備品を置いた平面図）
 - (7) 参加費及び収支予算書
 - (8) 使用テキスト（通信方法による場合は、添削指導に係る教材資料を含む。）
 - (9) 主な使用備品
 - (10) 実習に利用しようとする施設等の名称、所在地及び設置者の氏名（法人名）並びに実習施設承諾書及び実習計画表、実習日誌の様式
（実習施設承諾書→参考2、実習日誌→参考8）
 - (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（参考3、4）
 - (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
 - (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
 - (14) 研修の一部免除の有無（有の場合はその対象者と免除科目範囲）
 - (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
 - (16) 申請者の事業概要及び組織概要
 - (17) 申請者の収支状況及び資産状況
 - (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
 - (19) 損害賠償についてわかる書類
- 2 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者が、生活援助従事者研修の事業者として指定を受けようとするときは、(16)から(18)については、提出を省略することができる。
- 3 講義を通信学習の方法によって行う研修の場合、同条第1項に定める書類のうち(5)を、次に掲げる書類に変更し提出しなければならない。
- (1) 通信研修日程表（参考5）
 - (2) 通学研修日程表（通信課程）（参考6）

(指定の決定)

- 第5条 知事は、前2条により事業者の指定を受けようとする者から申請があり、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、生活援助従事者研修事業者としての指定及び初回の研修の指定を行い、申請者に対し、沖縄県生活援助従事者研修事業者指定通知書（第3号様式）及び沖縄県生活援助従事者研修指定通知書（第4号様式）を交付する。
- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
 - 3 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨通知する。
 - 4 知事は、申請の内容が施行令、省令、告示、取扱細則又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
 - 5 知事は、前2項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の指定事務の取扱い)

第6条 同一の事業者が他の都道府県にわたる研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又、受講生の募集も各都道府県下において行うなど、事業として個別のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県に指定申請をすることとする。

2 通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県に指定申請すること。

(受講者の募集等)

第7条 事業者は、研修の指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

2 事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容等を明らかにしなければならない。

- (1) 研修の目的、研修の名称、研修の課程及び事業者指定番号
- (2) 研修実施場所
- (3) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (4) 募集期間及び研修期間
- (5) 研修のカリキュラム
- (6) 講師の氏名
- (7) 受講資格と受講手続き等（定員、受講決定方法を含む）
- (8) 受講料、実習費等研修参加費用
- (9) 実習施設等実習先
- (10) 科目免除の取扱いとその手続き方法
- (11) 研修修了の認定方法
- (12) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い
- (13) その他、研修受講に係る重要事項

(変更等の届出)

第8条 事業者は、第3条及び第4条による申請の内容を変更又は第4条に基づき申請した研修を休講するときは、次の手続きにしたがって、沖縄県生活援助従事者研修事業 変更・休講 届（第5号様式）に、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項について変更があった場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添付して、変更した日から10日以内に提出する。
- (2) 研修内容に関する事項について変更をする場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添付し、変更することとした日から10日以内に提出する。
- (3) 研修を休講する場合は、第5号様式に、休講理由を記入して、休講することとした日から10日以内に提出する。

2 知事は、届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業休止の届出)

第9条 事業休止とは、研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない（開講する

年度とは、研修開講日が属する年度をいう。) 場合をいう。事業者は、その2年度に限り事業の休止をすることができる。ただし、新たに指定を受けた最初の研修の開講日が翌々年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

- 2 事業者は、研修を休止又は再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の2ヶ月前までに、沖縄県生活援助従事者研修事業 廃止・休止・再開 届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、研修指定の申請をしなければならない。
- 4 知事は、事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 5 知事は、前3項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業廃止の届出)

- 第10条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、沖縄県生活援助従事者研修事業 廃止・休止・再開 届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、事業者から届け出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
 - 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(実施状況の調査)

- 第11条 知事は、必要に応じて、研修の実施内容について、事業者に対し照会を行い、報告を求め又は実地に調査を行うことができる。
- 2 知事は、研修の実施内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

- 第12条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき、研修の実施内容が施行令、省令、告示、通知又はこの要綱の規定に違反するとき、事業者が第5条第5項及び第8条第2項、第9条第5号、第10条第3項、第11条第2項の指示に従わないとき、その他事業者が施行令第3条第2項各号の要件を満たすことができなくなると認めるときは、指定を取り消すことができる。なお、この場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(実績報告書等の提出)

- 第13条 事業者は、研修終了後2ヵ月以内に、沖縄県生活援助従事者研修実績報告書(第7号様式)のほか、沖縄県生活援助従事者研修修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げるものの原本又は写しを知事に提出するものとする。
- (1) 受講者の出席簿(写し)
 - (2) 実習修了確認書(参考7)

- (3) 実習日誌（参考8）
- (4) 補講修了確認書（参考9）（補講を行った場合のみ）
- (5) 講師出講確認書（参考10）
- (6) 免除者に関する証明書類（介護業務従事証明書等）（実施要綱別紙5）

（留意事項）

第14条 事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。